

ID: 89

担当部署: 福祉課

処分の概要	保険料の徴収猶予の取消し		
例規名 根拠条項	大河原町介護保険条例施行規則 第14条		
例規番号	平成12年規則第28号		
【基準】			
第14条の規定による。 (保険料の徴収猶予の取消し)			
第14条 介護保険料の徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときはその措置を取消し、その旨を当該徴収猶予を受けた者に介護保険料徴収猶予取消通知書により通知するものとする。			
(1) 偽りの申請その他不正の行為によって徴収猶予の措置を受けたとき。			
(2) 徴収猶予を受けた者の資力の回復その他事情の変化により、徴収猶予が不相当と認められたとき。			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日